

○阿波市訪問緩和型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要
綱

平成29年1月17日

告示第2号

改正 平成29年2月24日告示第10号

平成30年3月27日告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(以下「訪問型サービス」という。)のうち、緩和した基準による訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問緩和型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「改正法」という。)第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるものとして、この告示により定められるサービスをいう。
- (2) 市長が定める研修修了者 市が実施する研修を修了した者その他同等の研修を修了したと市長が認めた者をいう。

(事業の一般原則)

第3条 訪問緩和型サービスの事業を行う者であって、法第115条の45の3第1項の指定事業者としての指定を受けたもの(以下「事業者」という。)は、利用者(訪問緩和型サービスを利用する者をいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、訪問緩和型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 訪問緩和型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援

状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者等の員数)

第5条 事業者が訪問緩和型サービスの事業を行う事業所(以下「事業所」という。)ごとに置くべき従事者(訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は改正法第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者若しくは市長が定める研修修了者をいう。以下同じ。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、事業者が新たに法第115条の45の3第1項の指定事業者としての指定を受ける場合の利用者の数は、推定の数とする。

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士又は改正法第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者若しくは市長が定める研修修了者とする。

(管理者)

第6条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備、備品等)

第7条 事業所は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問緩和型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下この項において同じ。)又は訪問介護相当サービス事業者(阿波市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成27年阿波市告示第103号)第3条に規定する訪問介護相当サービス事業者をいう。以下この項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問緩和型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は訪問緩和型サービスの事業と訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業者それぞれの区画、

設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する区画、設備及び備品等の基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別サービス計画の作成)

第8条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問緩和型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問緩和型サービス個別サービス計画を作成するものとする。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第9条 事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問緩和型サービスの提供をさせてはならない。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第10条 事業者は、訪問緩和型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ訪問緩和型サービスを利用しようとする者(以下この条において「利用申込者」という。)又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(重要事項に関する規程)

第11条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる訪問緩和型サービスの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 訪問緩和型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (3) 緊急時等における対応方法
- (4) その他運営に関する重要事項

(提供拒否の禁止)

第12条 事業者は、正当な理由なく訪問緩和型サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第14条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の

秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、サービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号に規定する担当者を招集して行う会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(苦情への対応)

第15条 事業者は、提供した訪問緩和型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、提供した訪問緩和型サービスに関し、法第23条の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した訪問緩和型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対する訪問緩和型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問緩和型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 従事者は、現に訪問緩和型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第18条 事業者は、訪問緩和型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 事業を廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 事業を廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問緩和型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 事業を休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問緩和型サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問緩和型サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問緩和型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問緩和型サービス事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る訪問緩和型サービスをいう。次項において同じ。)に該当する訪問緩和型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問緩和型サービスに係る第1号事業費基準額(法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)をいう。以下同じ。)から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問緩和型サービスを提供した際にその

利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問緩和型サービスに係る第1号事業費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問緩和型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、訪問緩和型サービスの基準に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月24日告示第10号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月27日告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。